



【宮古島市】家庭から出る医療廃棄物の出し方

近年、在宅医療の普及に伴い注射器・点検バッグ等の廃棄物が一般家庭からも排出されるようになっております。これらの「在宅医療廃棄物」を謝った方法で廃棄すると、針刺しなどによる感染症などの危険が生じる可能性がありますので、適切な方法で廃棄をお願いします。

なお、このお知らせは家庭から出る医療廃棄物の出し方になりますので、医療機関等から排出される医療廃棄物については、環境省感染性廃棄物処理マニュアル等に基づく適正な処理をお願いします。

家庭から出る医療廃棄物の種類と廃棄方法

種類	ごみの種類・廃棄先	廃棄に関する注意点
注射針 例： ●針付注射器 ●点滴針 ●翼状針	家庭ごみとして廃棄できません 原則、病院・診療所・訪問看護ステーション、薬局等へ持参するか、往診医・訪問看護師へ手渡す。	・原則、使用後に注射器と針の接続部を外さない（針刺し予防のため） ・廃棄容器は、持参する病院等の指示に従い、ふた付きの頑丈な容器を使用する。
注射筒 例： ●ペン型インスリン注入器 ●栄養注入器 ●カテーテルチップ	燃やせるごみ 【注意】 針付き注射器は病院等へ返却する。	内袋で密閉して、市指定の燃やせるごみ袋へ入れ廃棄する。
輸液ライン	燃やせるごみ 針部分以外は燃やせるごみの袋へ。 【注意】 針の部分は病院へ返却	・輸液ラインの針部を切断し、針部とライン部を別々に廃棄する。 ・輸液ライン（針部以外）は、内袋で密閉し、市指定の燃やせるごみ袋へ入れ廃棄する。
カテーテル類 例： ●膀胱留置カテーテル ●間欠的自己導尿カテーテル ●気管内吸引チューブ ●口腔内吸引チューブ	燃やせるごみ	漏れ等がないよう、内袋を使用し袋の口をしっかりと密閉し、市指定の燃やせるごみ袋へ入れ廃棄する。

プラスチック バッグ類 例： ●点滴バッグ ●CAPDバッグ ●ストーマ袋	燃やせるごみ	・点滴バッグに残っている液を棄て空にする ・CAPD廃液はトイレに流す。 ・ストーマ袋内の便はトイレに流す。 ・ごみとして出す際は、内袋で密閉し市指定の燃やせるごみ袋へ入れ廃棄する。
ガラス製点滴ボトル	資源ごみ（陶磁器類）	ガラス製点滴ボトル内に残っている液は棄て、空にして透明袋に入れ廃棄する。
空き缶類	資源ごみ（カン）	中身を空にして、カン類として透明袋に入れ廃棄する。
紙おむつ ガーゼ 脱脂綿等	燃やせるごみ	使用済みのものは内袋で密閉し、市指定の燃やせるごみ袋へ入れ廃棄する。

問い合わせ先

環境衛生局 衛生施設課 TEL：0980-75-5339